令和6年度

道路除排雪計画書

1. 目的

本計画は「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」(昭和31年制定)の趣旨に基づき、町内主要道に対し適切な除排雪を実施し、冬期における道路の交通確保(以下「除雪」という。)を図ることにより、産業経済の振興と町民の安全で快適な生活を確保することを目的とする。

2. 実施体制

町道の除排雪は都市建設課が所管し、業者への委託及び直営作業により実施する。

3. 実施期間

町道の除排雪の実施期間は、12月1日から3月25日までとする。ただし、気象状況によって除排雪が必要な場合は期間外であっても実施する。

4. 除排雪路線

町道のうち、除排雪しようとする路線を「除排雪路線」とし、車道については以下 の条件を満たすものとする。

- ・道路幅が4m以上の舗装道路
- ・通り抜けが出来る道路
- ・利用者が特定されない道路

(1) 除排雪路線区分

路線区分は、下表のとおりとする。

路線区分	道路特性	
第1種	主要幹線町道、国県道を連絡する主要道路、工業団地	
第2種	地区幹線的路線、田園バス運行経路、生活に密着した生活道路	
歩道、その他	特に除雪等が必要と認められる路線	

5. 実施基準

(1) 新設除雪の実施基準

区 分	除雪出動基準	除雪作業時間
第1種	気象状況等の情報収集に努め、降雪10cmに達すると 予想される場合	原則として午前1時以降から 実施し、午前7時までに除雪
第2種	収集に努め、降雪10cmに	を完了することを目標とする。 ※未完了の場合は交通渋滞時間を避けて除雪を行うこととする。
歩道 その他		

(2) 凍結抑制剤散布の実施基準

区 分	散布実施基準
第1種	急カーブ、急勾配区間等において路面凍結が見込まれると き。(路面に水分があり、かつ、2℃以下で気温が更に低下
第2種	傾向のとき。)ただし、圧雪5cm以上の場合は除外する。

(3) 排雪の実施基準

区 分	排雪実施基準	
第1種	・路肩の堆雪高さが 0.8 m を超え、1車線の幅員が 2.5 mを確保できなくなったと き。 ・大型車両の相互通行に支障 があるとき。	・交差点において、視界が阻害され、安全な車両通行に支障があるとき。 ・学校周辺について堆雪によ
第2種	車道幅員が概ね4m以下となったとき。または自動車 (大型を除く)の相互通行に 支障があるとき。	り児童、生徒の安全な通行に 支障があるとき。 ・田園バス路線や通学路において、堆積により歩行者の安 全な通行に支障があるとき。 ・そのほか、路面状況の悪化
その他	車道幅員が概ね2.5m以下 となったとき。または自動車 (大型を除く)の通行に支障 があるとき。	等により安全な車両通行が確 保できないとき。

(4) わだち除雪の実施基準

わだち又は気温の上昇に伴う融雪により路面状況が悪化したとき。

(5) 吹溜り除雪の実施基準

強風により路面に吹溜りが発生したとき。

6. 除排雪路線延長

種 別	延	長
第1種	44.2 km	
第2種	69.8 km	
歩道・その他	241.49 km	(歩道42.53km)
計	355.49 km	

7. 機械配備

(1) 除排雪機械路線配備予定表

′.				
	車道	15 業者	53 台	
	歩道	2 業者	8 台	
	凍結防止剤散布	2 業者	3 台	
委託				
	合 計	16 業者	53 台	